

事務連絡

平成 25 年 2 月 25 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当部（局）担当者 様  
中核市

障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る  
医療費控除の取扱いについて

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、介護福祉士及び認定特定行為業務従事者（以下「介護福祉士等」という。）が、診療の補助として喀痰吸引及び経管栄養（同法附則第 3 条第 1 項に規定する特定行為を含む。以下「喀痰吸引等」という。）の実施が認められたことに伴い、障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いについて、国税庁との協議の下、別添のとおり取り扱うこととし、平成 24 年 4 月サービス分より適用することとします。

なお、領収証の様式（「在宅介護費用証明書」及び「障害福祉サービス利用者負担額証明書」）については、今般の取扱いを踏まえ「障害福祉サービス等利用料領収証」に改正しましたので、平成 24 年 4 月分から様式の改正が行われるまでのものは差し替えるなど、適正にお取り扱いいただく必要があります。

貴都道府県内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきよう、よろしく願いいたします。

（参考）

- ・ 障害者自立支援法・児童福祉法制度下における障害福祉サービス等の類型及び医療費控除の取扱い

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課企画法令係

（電話番号）

03（5253）1111（代）

内線3046・3148

(別添)

障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いについては、下記のとおりとする。

### 1 対象者

障害福祉サービス等の利用中において、介護福祉士等による喀痰吸引等が行われること。

### 2 対象となる障害福祉サービス等

次の(1)から(12)に掲げる障害福祉サービス等とする。

(障害福祉サービス)

- (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第4項に規定する同行援護
- (2) 法第5条第5項に規定する行動援護
- (3) 法第5条第7項に規定する生活介護
- (4) 法第5条第8項に規定する短期入所(市町村により遷延性意識障害者加算等として決定された部分を除く。)
- (5) 法第5条第10項に規定する共同生活介護
- (6) 法第5条第11項に規定する施設入所支援
- (7) 法第5条第13項に規定する自立訓練
- (8) 法第5条第14項に規定する就労移行支援
- (9) 法第5条第15項に規定する就労継続支援
- (10) 法第5条第16項に規定する共同生活援助

(障害児支援)

- (11) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する児童発達支援(医療型を除く。)及び放課後等デイサービス
- (12) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設

### 3 対象費用の額

2に掲げる障害福祉サービス等に要する費用(法第29条第3項若しくは第30条第3項又は児童福祉法第21条の5の3第2項、第21条の5の4第2項若しくは第24条の2第2項)に係る自己負担額(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額)の10分の1とする。

#### (1) 指定障害福祉サービス等の場合

支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して障害者自立支援法施行令で定める額(当該政令で定める額が障害福祉サービス費用基準額の100分の10に相当する額を超える場合は100分の10相当額)

(2) 基準該当障害福祉サービスの場合

指定障害福祉サービスの場合に準じて算定した自己負担額

(3) 指定通所支援又は指定入所支援の場合

通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して児童福祉法施行令で定める額（当該政令で定める額が障害児通所給付費基準額又は障害児入所給付費基準額の 100 分の 10 に相当する額を超える場合は 100 分の 10 相当額）

(4) 基準該当通所支援の場合

指定通所支援の場合に準じて算定した自己負担額

4 領収証

指定障害福祉サービス事業者等が交付する領収証に、3 の対象費用の額を記載する（別紙様式参照）。